

生駒市公平委員会規則第1号

生駒市公平委員会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規則をここに公布する。

平成21年3月24日

生駒市公平委員会委員長 上武 昌文

生駒市公平委員会の所管に係る生駒市情報公開条例施行規則

生駒市公平委員会が管理する公文書の開示等に関する規則（平成10年3月生駒市公平委員会規則第1号）の全部を改正する。

- 1 生駒市公平委員会の所管に係る生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）の施行に関し必要な事項については、生駒市情報公開条例施行規則（平成21年3月生駒市規則第2号）の規定の例による。
- 2 委員長の指定する事務職員は、行政文書の開示等に関することについて専決するものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。